

県立障害福祉施設の見直しに関する基本方針

平成20年8月

鹿児島県

目 次

第1 基本方針の位置づけ	1
第2 各施設のあり方	
1 川内厚生園・川内自興園	1
（1）県の基本的考え方	1
（2）民間移譲に当たって配慮する事項	2
（3）民間移譲の時期	3
2 身体障害者自立支援センター	3
（1）県の基本的考え方	3
（2）施設の廃止に当たって配慮する事項	3
（3）施設の廃止の時期	4
（4）施設廃止後の空きスペースの活用策	4
3 三光学園	4
（1）県の基本的考え方	4
（2）施設の廃止に当たって配慮する事項	4
（3）施設の廃止の時期	4
（4）施設廃止後の土地，建物の活用策	4
4 整肢園	5
（1）県の基本的考え方	5
（2）施設の廃止に当たって配慮する事項	5
（3）施設の廃止の時期	5
（4）施設廃止後の土地，建物の活用策	5

はじめに

県立障害福祉施設は、障害福祉サービスの提供体制が十分に整っていない時代に設置され、これまで、県が直接的に障害福祉サービスを提供する施設として一定の役割を果たしてきた。

しかし、近年、県立障害福祉施設を取り巻く状況は、少子・高齢化の進行、医療の発達、民間福祉施設の充実、在宅療育の普及、障害福祉サービスの利用契約制度の導入など、施設開設当初からすると大きく変化している。

また、本県は、平成17年3月には、今後の県政の基本指針として、あるべき行財政構造の姿やその実現に向けた改革の方向性を示す「県政刷新大綱」を策定して行財政構造改革に取り組んでいるところであり、さらに同年12月には組織機構改革の基本的な方向性を示す「組織機構改革方針」を策定して、組織機構の大幅な見直しを行い、多様化・複雑化する県民ニーズに的確に対応することとしているところである。

このような状況の中で、障害のある方々に県が直接的にサービスを提供してきた県立障害福祉施設は、利用者・利用児童の減少、収支の不均衡、建物の老朽化等の課題を抱えているとともに、障害者施設については障害者自立支援法に基づく新事業体系への移行を求められており、そのあり方を抜本的に見直すべき時期にきている。

第1 基本方針の位置づけ

県立福祉施設については、平成19年3月に「県立福祉施設あり方検討委員会」を設置し、施設の今後のあり方について検討していただき、平成20年2月に提言をいただいた。

この提言において、法律の規定に基づき県が任意に設置している県立障害福祉施設（川内厚生園、川内自興園、身体障害者自立支援センター、三光学園、整肢園）については、施設の廃止など抜本的な見直しが必要とされたところである。

県としては、提言を受けて各施設の今後のあり方について基本方針を定めるものであり、利用者や保護者をはじめ県民の理解と協力を求めながら、この方針に基づき見直しを行おうとするものである。

第2 各施設のあり方

1 川内厚生園・川内自興園

(1) 県の基本的考え方

ア 川内厚生園については、次の理由から「民間移譲」とする。

(ア) 川内厚生園は、昭和38年に知的障害者入所更生施設として本県唯一のモデル施設として設置されたが、現在、多くの民間（社会福祉法人）が、川内厚生園と同様の機能を有する施設を設置し、適切に運営していることから、当初の目的は達成されたと考えられること。また、

支出に占める人件費の割合が高いことから極端な収支不均衡の状況にあること。

- (イ) 県内の知的障害者入所更生施設については、いずれもほぼ定員を充足しており、川内厚生園の利用者を受入れられる状況にはなく施設の廃止は考えられないこと。
 - (ウ) 組織機構改革方針において出先機関については、所管業務を他の団体や民間等へ移譲することが可能であると判断されるものについては移譲することとしていること。
 - (エ) 現在、多くの民間（社会福祉法人）が、川内厚生園と同様の機能を有する施設を設置し、適切に運営しており、民間においても川内厚生園の設置運営は、十分に可能であること。
- イ 川内自興園については、次の理由から「民間移譲」とする。
- (ア) 川内自興園の障害者自立支援法に基づく新事業体系移行後の事業は、隣接する川内厚生園と多くの部分で重複する可能性が高いため、効率的な障害福祉サービスの提供を確保する観点から、一体的な運営を行うことが望ましいこと。このため、川内厚生園を民間移譲する場合は川内自興園も併せて民間移譲する必要があること。
 - (イ) 川内自興園は、昭和53年に知的障害者入所授産施設として本県唯一のモデル施設として設置されたが、現在、多くの民間（社会福祉法人）が、川内自興園と同様の機能を有する施設を設置し、適切に運営していることから、当初の目的は達成されたと考えられること。
 - (ウ) 現在、多くの民間（社会福祉法人）が、川内自興園と同様の機能を有する施設を設置し、適切に運営しており、民間においても、川内自興園の設置運営は、十分に可能であること。

(2) 民間移譲に当たって配慮する事項

ア 移譲先の選定

入所者の処遇を第一に考え、移譲先を決定するに当たっては、県内の社会福祉法人を対象として、公募を実施し、応募のあった法人の中で、最も適切に川内厚生園と川内自興園の一体的な管理運営を継続して行うことが可能である法人に移譲するものとする。

イ 土地、建物の取扱い

土地、建物については、移譲先の法人の負担を軽減し施設運営の継続性を担保する観点から、一定の措置を講じることを検討する。

ウ 障害者自立支援法に基づく新事業体系への移行

新事業体系への移行に当たっては、利用者・保護者の意向を踏まえて、適切な事業に移行する必要があることから、公募の段階で、移譲を希望する法人に、具体的な移行計画の提出を求めることとし、実際の移行に当たっては県と法人で必要な調整を行った上で移行するものとする。

エ 利用者処遇の引継ぎ

移譲後においても、適切な利用者処遇を確保する観点から、移譲前に移譲先の法人から一定の期間、生活支援員等を川内厚生園及び川内自興園に派遣し、利用者個々の特性に適した処遇方法等の引継ぎを行うものとする。

オ 施設整備の考え方

川内厚生園と川内自興園の一体的な運営，障害者自立支援法に基づく新事業体系への移行，建物の老朽化等への対応として，今後，一定の施設整備が必要となる。

これらの整備は移譲先の法人が実施するものとし，活用可能な国庫補助事業等を希望する場合，県は当該補助事業が採択されるよう最大限の努力をするものとする。

また，必要な場合には，移譲先の法人の負担を軽減し，施設運営の継続性を担保する観点から，所要の支援措置を講じることも検討する。

(3) 民間移譲の時期

民間移譲の時期は，平成20年度末とする。

2 身体障害者自立支援センター

(1) 県の基本的考え方

身体障害者自立支援センターについては，次の理由から「施設の廃止」とする。

ア 身体障害者自立支援センター（開設時の名称は身体障害者更生指導所）は昭和28年に本県唯一の身体障害者の訓練を行う施設として設置されたが，その後，同様の機能を有する授産施設など多くの民間施設が設立されたことなどから，利用者が極めて少なくなっていること，また，今後の利用者の増加も見込めないこと。

イ 身体障害者自立支援センターと同様の機能である「職能訓練」，「機能回復訓練」，「生活訓練」のサービスを提供する民間施設等が多数存在しており，現在の同センターの利用状況を勘案すれば，施設を廃止したとしても，他の民間施設等で十分対応が可能であること。

ウ 身体障害者自立支援センターで職能訓練の一環として行われている自動車運転訓練についても，AT車による教習や運転補助装置付きの改造車両を持ち込むことで県内の各自動車学校で直接免許取得が可能であること。

エ 利用者が少ないこと，また，今後の利用者の増加が見込めないことから，収支の均衡を図ることはできないため，民間委託による施設運営の継続や，民間移譲は困難であること。

(2) 施設の廃止に当たって配慮する事項

身体障害者自立支援センターのサービスと同様のサービスを受けること

を希望する利用者に対しては、市町村等と連携し、希望に添った障害福祉サービス事業所等を紹介するなど、適切に対応するものとする。

(3) 施設の廃止の時期

施設の廃止の時期は、平成20年度末とする。

(4) 施設廃止後の空きスペースの活用策

身体障害者自立支援センターの廃止後の空きスペースについては、庁内で有効活用策の検討を進めるが、精神保健福祉センターの移転を優先的に検討するものとする。

3 三光学園

(1) 県の基本的考え方

三光学園については、次の理由から「施設の廃止」とする。

ア 三光学園は昭和25年に盲ろうあ児施設として設置されたが、少子化や医学の進歩による早期発見・早期治療などにより利用児童が極めて少なくなっていること、また、今後の利用児童の増加も見込めないこと。

イ 三光学園の利用児童に対する処遇については、隣接する聾学校の寄宿舎等での対応が可能であること。

ウ 利用児童が少ないこと、また、今後の増加が見込めないことから、収支の均衡を図ることはできないため、委託による施設運営の継続や、民間移譲は困難であること。

(2) 施設の廃止に当たって配慮する事項

ア 三光学園の利用児童については教育委員会と連携し、希望に応じて確実に寄宿舎で受け入れるものとする。

イ 三光学園の廃止に伴い、各種の障害福祉サービス等の利用を希望する利用児童・保護者者に対しては、市町村等と連携し適切に対応するものとする。

(3) 施設の廃止の時期

施設の廃止の時期は、平成20年度末とする。

(4) 施設廃止後の土地、建物の活用策

建物については、聾学校の敷地内にあり、また、著しく老朽化が進行していることから他の用途での活用は困難である。

土地については、今後の聾学校の整備の進捗に合わせて活用策を検討するものとする。

4 整肢園

(1) 県の基本的考え方

整肢園については、次の理由から「施設の廃止」とする。

ア 整肢園は、昭和36年に肢体不自由児施設としてポリオ児童の多発等に起因して設置されたが、ポリオの根絶や周産期医療の充実、少子化の進行等により、利用児童が極めて少なくなっていること、また、今後の利用児童の増加も見込めないこと。

イ 現在の利用児童はペルテス病等の小児整形外科疾患による短期利用が大半であり、これらの治療については、医療機関等での対応が可能であること。

ウ 利用児童が少ないこと、また、今後の増加が見込めないことから、収支の均衡を図ることはできないため、委託による施設運営の継続や、民間移譲は困難であること。

(2) 施設の廃止に当たって配慮する事項

整肢園の利用児童・保護者に対しては、症状に応じて医療機関等を紹介するなど、適切に対応するものとする。

(3) 施設の廃止の時期

施設の廃止の時期は、平成20年度末とする。

(4) 施設廃止後の土地、建物の活用策

併設されている桜丘養護学校との関連等を考慮しながら、庁内で有効活用策の検討を進めることとする。